

3 保険会社およびその子会社等の財産の状況

連結貸借対照表

(単位：百万円、%)

科 目	平成10年度末		平成11年度末		平成12年度末		科 目	平成10年度末		平成11年度末		平成12年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)														
現金及び預貯金	196,043	1.1	301,912	1.8	155,697	0.9	(負債の部)	保険契約準備金	16,133,051	93.1	15,654,521	92.9	15,416,198	87.9
コールローン	1,035,000	6.0	550,000	3.3	1,035,300	5.9	支払備金	71,620		69,625		89,947		
買入金銭債権	4,825	0.0	4,825	0.0	13,929	0.1	責任準備金	15,448,348		15,058,980		14,839,773		
金銭の信託	176,295	1.0	91,830	0.5	43,212	0.2	社員配当準備金	613,081		525,914		486,477		
有価証券	8,420,717	48.6	8,655,254	51.4	9,554,575	54.5	代理店借	23	0.0	1	0.0	7	0.0	
貸付金	6,014,606	34.7	5,837,916	34.6	5,477,778	31.2	再保険借	4,214	0.0	3,658	0.0	3,985	0.0	
不動産及び動産	986,835	5.7	978,685	5.8	1,054,867	6.0	その他負債	525,279	3.0	586,555	3.5	955,060	5.4	
代理店貸	1,125	0.0	323	0.0	543	0.0	貸倒引当金	71,919	0.4	-	-	-	-	
再保険貸	4,250	0.0	3,919	0.0	4,004	0.0	退職給与引当金	36,146	0.2	86,060	0.5	-	-	
その他資産	261,476	1.5	259,036	1.5	237,100	1.4	退職年金引当金	53,488	0.3	55,031	0.3	-	-	
繰延税金資産	178,471	1.0	204,819	1.2	493	0.0	退職給付引当金	-	-	-	-	140,067	0.8	
為替換算調整勘定	20,746	0.1	-	-	-	-	債権売却損失引当金	3,285	0.0	177	0.0	26	0.0	
支払承諾見返	25,000	0.1	26,000	0.2	10,700	0.1	価格変動準備金	79,464	0.5	84,684	0.5	90,657	0.5	
貸倒引当金	-	-	62,570	0.4	47,229	0.3	繰延税金負債	-	-	-	-	38,282	0.2	
							再評価に係る繰延税金負債	-	-	24,756	0.1	34,373	0.2	
							支払承諾	25,000	0.1	26,000	0.2	10,700	0.1	
							負債の部合計	16,931,873	97.7	16,521,447	98.0	16,689,360	95.1	
							(少数株主持分)	1,600	0.0	3,143	0.0	4,071	0.0	
							少數株主持分							
(資本の部)														
基 金			119,000	0.7	60,000	0.4	80,000	0.5						
再評価積立金			289	0.0	289	0.0	289	0.0						
基金償却積立金			1,000	0.0	60,000	0.4	80,000	0.5						
再評価差額金			-	-	43,726	0.3	60,711	0.3						
連結剰余金			271,632	1.6	222,725	1.3	160,983	0.9						
評価差額金			-	-	-	-	482,297	2.7						
為替換算調整勘定			-	-	59,378	0.4	16,738	0.1						
資本の部合計			391,921	2.3	327,362	1.9	847,543	4.8						
資産の部合計	17,325,394	100.0	16,851,953	100.0	17,540,974	100.0	負債、少數株主持分及び資本の部合計	17,325,394	100.0	16,851,953	100.0	17,540,974	100.0	

(注) 平成11年度末より貸倒引当金を資産の控除項目として計上しています。

連結損益計算書

(単位：百万円、%)

科 目		平成10年度 (平成10年4月1日から平成11年3月31日まで)		平成11年度 (平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)		平成12年度 (平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)	
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
経常収益	経常収益	3,639,876	100.0	3,782,066	100.0	3,292,317	100.0
	保険料等収入	2,541,078		2,323,084		2,321,130	
	資産運用収益	665,211		765,618		515,069	
	利息及び配当金等収入	502,108		462,054		408,226	
	金銭の信託運用益	3,993		2,827		-	
	有価証券売却益	133,294		263,931		97,038	
	有価証券償還益	3,601		2,607		-	
	特別勘定資産評価益	12,400		30,490		-	
	為替差益	-		-		1,379	
	その他運用収益	9,812		3,707		8,425	
損益の部	経常収益	433,587		693,363		456,117	
	経常費用	3,519,579	96.7	3,595,256	95.1	3,112,958	94.6
	保険金等支払金	2,552,562		2,593,666		2,332,375	
	保険年金給付	989,738		863,925		683,212	
	年金解約返戻金	101,079		110,118		120,512	
	その他返戻金等	553,855		502,735		547,003	
	責任準備金等繰入額	524,575		534,990		654,861	
	支払準備金繰入額	383,314		581,896		326,786	
	責任準備金繰入額	21,720		12,492		22,474	
	社員配当金積立利息繰入額	781		1,019		20,236	
特別損益の部	資産運用費用	6,381		6,413		-	
	支払利息	14,557		5,060		2,238	
	金銭の信託運用損	335,785		400,539		156,007	
	有価証券売却損	2,410		985		2,708	
	有価証券評価損	-		-		11,393	
	有価証券償還損	65,780		158,241		45,979	
	特別勘定資産評価損	90,052		144,959		15,219	
	金融派生商品費用	45,257		44,760		-	
	為替差損	21,000		14,210		-	
	貸倒引当金繰入額	-		-		19,302	
特別損益の部	貸付金償却	9,173		9,275		-	
	貸倒引当金繰入額	35,923		11,568		-	
	賃貸用不動産等減価償却費	-		-		4,647	
	その他運用費用	9,079		9,681		11,296	
	特別勘定資産運用損	57,108		6,858		20,588	
	事業費用	-		-		24,870	
	その他経常費用	326,706		304,626		319,562	
	経常利益	282,804		283,931		282,538	
	特別利益	120,296	3.3	186,809	4.9	179,358	5.4
	不動産動産等処分益	686	727	6,697	0.2	10,502	0.3
特別損益の部	貸倒引当金戻入額	-		-		5,570	
	その他特別利益	40		160		4,708	
	特別損失	40		160		223	
	不動産動産等処分損	83,182	99,462	73,267	133,302	3.5	76,386
	債権売却損失引当金繰入額	78		-		56,055	2.3
	価格変動準備金繰入額	5,295		5,222		0	
	不動産圧縮損	710		3		5,439	
	社会厚生事業増進助成金	798		624		123	
	退職給与引当金繰入額	-		53,934		702	
	退職給付会計基準変更時差異処理額	-		-		-	
当期純剰余	その他特別損失	9,395		250		13,769	
	税金等調整前当期純剰余		21,561	0.6	60,204	1.6	113,473
	法人税及び住民税等		13,202	0.4	10,301	0.3	37,483
	法人税等調整額		21,741	-	26,310	-	20,925
当期純剰余	少數株主損失		89	0.0	171	0.0	647
	当期純剰余		30,012	0.8	76,043	2.0	96,268

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成12年度 (平成12年4月1日から平成13年3月31まで)	
	金額	
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剩余	113,473	
賃貸用不動産等減価償却費	11,296	
減価償却費	21,540	
支払備金の増加額	20,322	
責任準備金の減少額	222,272	
社員配当準備金積立利息繰入額	2,238	
貸倒引当金の減少額	15,340	
退職給付引当金の減少額	1,023	
価格変動準備金の増加額	5,973	
利息及び配当金等収入	408,226	
有価証券関係損益()	3,079	
支払利息	2,708	
為替差損益()	1,379	
不動産動産関係損益()	53,559	
持分法による投資損益()	39	
代理店貸の増加額	220	
再保険貸の増加額	85	
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の減少額	46,930	
代理店借の増加額	5	
再保険借の増加額	326	
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	16,225	
その他	23,866	
	327,041	小 計
利息及び配当金等の受取額	385,337	
利息の支払額	2,578	
社員配当金の支払額	162,116	
その他	66	
法人税等の支払額	12,019	
営業活動によるキャッシュ・フロー	118,484	
投資活動によるキャッシュ・フロー		
買入金銭債権の取得による支出	11,880	
買入金銭債権の売却・償還による収入	2,955	
金銭の信託の増加による支出	75,748	
金銭の信託の減少による収入	112,973	
有価証券の取得による支出	3,012,951	
有価証券の売却・償還による収入	2,871,884	
貸付けによる支出	1,190,032	
貸付金の回収による収入	1,547,721	
その他	313,693	
	558,613	小 計
(+) 不動産及び動産の取得による支出	(440,128)	
不動産及び動産の売却による収入	231,883	
投資活動によるキャッシュ・フロー	113,121	
財務活動によるキャッシュ・フロー	439,851	
借入金の返済による支出	76	
基金の募集による収入	40,000	
基金の償却による支出	20,000	
基金利息の支払額	518	
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,404	
現金及び現金同等物に係る換算差額	187	
現金及び現金同等物の増加額	340,959	
現金及び現金同等物期首残高	853,140	
現金及び現金同等物期末残高	1,194,099	

(現金及び現金同等物の範囲)

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、隨時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	平成10年度 (平成10年4月1日から平成11年3月31日まで)	平成11年度 (平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)	平成12年度 (平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)
	金額	金額	金額
連結剰余金期首残高	188,312	271,632	222,725
過年度税効果調整額	156,729	-	-
連結剰余金減少高			
新規連結による減少高	-	2,518	-
再評価差額金取崩額	-	-	16,985
社員配当準備金	102,512	61,910	120,440
基金償却積立金	-	59,000	20,000
基 金 利 息	809	1,446	518
役 員 賞 与 金	99	74	66
当 期 純 剰 余	30,012	76,043	96,268
連結剰余金期末残高	271,632	222,725	160,983

連結財務諸表の作成方針

	平成10年度 (平成10年4月1日から 平成11年3月31日まで)	平成11年度 (平成11年4月1日から 平成12年3月31日まで)	平成12年度 (平成12年4月1日から 平成13年3月31日まで)
1.連結の範囲に関する事項	<p>連結子法人等数 11社 連結子法人等は、株式会社明治生命保険代理社、明生信用保証株式会社、明生システムサービス株式会社、株式会社明治生命大阪保険代理社、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社、明治損害保険株式会社、アメリカ明治生命不動産株式会社、イギリス明治生命不動産株式会社、ドイツ明治生命不動産有限会社、明治生命リアルティー(USA)株式会社、明治生命プロパティーズ(USA)株式会社であります。</p> <p>主要な非連結子法人等は、パシフィック・ガーディアン生命保険株式会社、明生ビジネスサービス株式会社であります。</p> <p>非連結子法人等については、総資産、売上高、当期損益および剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いてあります。</p>	<p>連結される子会社および子法人等数 12社 連結される子会社および子法人等は、株式会社明治生命保険代理社、明生信用保証株式会社、明生システムサービス株式会社、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社、明治ドレスナー投信株式会社、明治損害保険株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Co., Ltd.、Meijiseimei Realty of America Inc.、Meijiseimei Property U.K. Ltd.、Meijiseimei Property Germany GmbH (Immobilieninvestitionen)、Meijiseimei Realty(USA), Inc.、Meijiseimei Properties (USA), Inc.であります。</p> <p>主要な非連結の子会社および子法人等は、明生ビジネスサービス株式会社であります。</p> <p>非連結の子会社および子法人等は、総資産、売上高、当期損益および剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いてあります。</p>	<p>連結される子会社および子法人等数 11社 連結される子会社および子法人等は、株式会社明治生命保険代理社、明生信用保証株式会社、明生システムサービス株式会社、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社、明治損害保険株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Co., Ltd.、Meijiseimei Realty of America Inc.、Meijiseimei Property U.K. Ltd.、Meijiseimei Property Germany GmbH (Immobilieninvestitionen)、Meijiseimei Realty (USA), Inc.、Meijiseimei Properties (USA), Inc.であります。</p> <p>主要な非連結の子会社および子法人等は、明生ビジネスサービス株式会社であります。</p> <p>非連結の子会社および子法人等は、総資産、売上高、当期損益および剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いてあります。</p>
2.持分法の適用に関する事項	<p>(1)持分法適用の関連法人等数 1社 会社名 明生リース株式会社</p> <p>(2)持分法を適用していない非連結子法人等（パシフィック・ガーディアン生命保険株式会社ほか）および関連法人等（三菱アセット・ブレインズ株式会社ほか）については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p>	<p>(1)持分法適用の関連法人等数 1社 会社名 明生リース株式会社</p> <p>(2)持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等（明生ビジネスサービス株式会社ほか）ならびに関連法人等（三菱アセット・ブレインズ株式会社ほか）については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p>	<p>(1)持分法適用の関連法人等数 1社 会社名 明治生命リース株式会社</p> <p>(2)持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等（明生ビジネスサービス株式会社ほか）ならびに関連法人等（三菱アセット・ブレインズ株式会社ほか）については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p>

	平成10年度 (平成10年4月1日から 平成11年3月31日まで)	平成11年度 (平成11年4月1日から 平成12年3月31日まで)	平成12年度 (平成12年4月1日から 平成13年3月31日まで)
3.連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項	連結子法人等のうち、在外子会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	連結される子会社および子法人等のうち、在外子会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	連結される子会社および子法人等のうち、在外子会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4.連結される子会社および子法人等の資産および負債の評価に関する事項		連結される子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法によっています。	連結される子会社および子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法によっております。
5.連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定は発生しておりません。	連結調整勘定は発生年度に全額償却しております。	連結調整勘定は発生しておりません。
6.利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。	連結剰余金計算書は、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。	連結剰余金計算書は、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。

注記事項

連結貸借対照表関係

平成10年度（平成11年3月31日現在）	平成11年度（平成12年3月31日現在）	平成12年度（平成13年3月31日現在）
<p>1. 親会社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 取引所の相場のある有価証券のうち、株式、外国証券(円貨建外国債券を除く)、その他の証券および外貨建国内債券、転換社債、新株引受権付社債、金銭の信託を構成する有価証券の評価は、移動平均法による低価法によっております。</p> <p>また、上記以外の取引所の相場のある有価証券の評価は、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) 保険業法第118条の規定による特別勘定に属する取引所の相場のある有価証券のうち、株式および外国証券に含まれる外国株式の評価は、個人保険の特別勘定および団体年金保険の年金福祉事業団の特別勘定にあっては、移動平均法による低価法および保険業法第119条の規定による時価により、その他の団体年金保険の特別勘定にあっては、移動平均法による低価法によっております。</p> <p>また、特別勘定に属する上記以外の取引所の相場のある有価証券の評価は、移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>1. 親会社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 取引所の相場のある有価証券のうち、株式、外国証券(円貨建外国債券を除く)、その他の証券および外貨建国内債券、転換社債、新株引受権付社債、金銭の信託を構成する有価証券の評価は、移動平均法による低価法によっております。</p> <p>また、上記以外の取引所の相場のある有価証券の評価は、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) 保険業法第118条の規定による特別勘定に属する取引所の相場のある有価証券のうち、株式および外国証券に含まれる外国株式の評価は、個人保険の特別勘定および団体年金保険の年金福祉事業団の特別勘定にあっては、移動平均法による低価法および保険業法第119条の規定による時価により、その他の団体年金保険の特別勘定にあっては、移動平均法による低価法によっております。</p> <p>また、特別勘定に属する上記以外の取引所の相場のある有価証券の評価は、移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>1. 親会社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。</p> <p>有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第13項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によってあります。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>2. 親会社のデリバティブ取引の評価は時価法によってあります。</p> <p>3. 親会社は土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 19,434百万円</p> <p>4. 親会社の保有する不動産及び動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、動産については定率法によっております。</p> <p>5. 親会社の採用する外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建短期金銭債権債務は、決算時の為替相場により円換算し、取引所の相場のない外貨建有価証券および外貨建長期金銭債権債務は、取得時または発生時の為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、法人税法に規定する為替相場の著しい変動がある、取引所の相場のない外貨建公社債および外貨建長期金銭債権債務については、3月中の平均為替相場により円換算しております。ただし、3月中の平均為替相場が決算時の為替相場を下回る場合は決算時の為替相場により円換算しております。</p> <p>6. 親会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、和議等法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」）</p>

平成10年度（平成11年3月31日現在）	平成11年度（平成12年3月31日現在）	平成12年度（平成13年3月31日現在）
<p>という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。</p> <p>なお、特定海外債権については、対象国の人間政治情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、親会社は、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付貸付金等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,905百万円であります。</p> <p>5.親会社の退職給与引当金は、期末要支給額の40%相当額を計上しております。</p> <p>6.退職年金引当金は、親会社の役職員に対する年金の支払に備えて、年金給付現価額を計上しております。</p> <p>7.債権売却損失引当金は、商法第287条の2の規定に基づく引当金であり、親会社が株共同債権買取機構へ売却した債権に係るものであります。</p> <p>8.親会社および明治損害保険株の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p> <p>9.親会社および国内連結子法人等は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。</p> <p>なお、特定海外債権については、対象国の人間政治情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、親会社は、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付貸付金等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,537百万円であります。</p> <p>5.親会社の退職給与引当金は、従来、期末要支給額の40%相当額を計上していましたが、当年度より期末要支給額の100%を計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更により、従来の方法に比べて、経常利益は2,434百万円増加し、税引前当期純余は51,499百万円減少しております。</p> <p>6.退職年金引当金は、親会社の役職員に対する年金の支払に備えて、年金給付現価額を計上しております。</p> <p>7.債権売却損失引当金は、商法第287条ノ2の規定に基づく引当金であり、親会社が株共同債権買取機構へ売却した債権に係るものであります。</p> <p>8.親会社および明治損害保険株の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p> <p>9.親会社ならびに国内の連結される子会社および子法人等は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>継先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。</p> <p>なお、特定海外債権については、対象国の人間政治情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、親会社は、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付貸付金等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,453百万円であります。</p> <p>7.債権売却損失引当金は、商法第287条の2の規定に基づく引当金であり、株式会社共同債権買取機構へ売却した債権に係るものであります。</p> <p>8.親会社の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当連結会計年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>9.親会社は当連結会計年度より、従来の退職給与引当金および退職年金引当金は、退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>10.親会社および明治損害保険株式会社の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p> <p>11.親会社ならびに国内の連結される子会社および子法人等は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>12.親会社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年1月22日）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュフローのヘッジとして金利スワップの特例処理を行っております。</p>

平成10年度(平成11年3月31日現在)	平成11年度(平成12年3月31日現在)	平成12年度(平成13年3月31日現在)
10.親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方法により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣および大蔵大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式	10.親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方法により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣および大蔵大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式	13.親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方法により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
11.親会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によってあります。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。	11.親会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によってあります。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。 12.自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。 13.親会社および明治損害保険㈱の貸倒引当金は、従来、貸借対照表の負債の部に計上しておりましたが、保険業法施行規則の改正にともない、当年度より、資産の部に計上することといたしました。 14.親会社は土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成12年3月 31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令 (平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定	14.親会社の危険準備積立金は、保険業法施行規則附則第11条第2項の規定により計上しております。 15.親会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によってあります。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。 16.自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
12.貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は86,516百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりです。 貸付金のうち、破綻先債権額は1,838百万円、延滞債権額は3,829百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元金または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図る事を目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額	15.貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は117,922百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は656百万円、延滞債権額は45,248百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元金または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図る事を目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。	17.貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、44,159百万円であります。 なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は3,336百万円、延滞債権額は18,232百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元金または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

平成10年度(平成11年3月31日現在)	平成11年度(平成12年3月31日現在)	平成12年度(平成13年3月31日現在)																				
<p>は30,894百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は49,953百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩（金利の減免、元金の猶予返済、債権放棄、代物弁済の受け入れなど）を実施した貸付金であります。</p> <p>上記債権額は4の取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は11,346百万円、延滞債権額は2,045百万円、3カ月以上延滞債権額は2,069百万円、貸付条件緩和債権額は2,444百万円減額しております。</p>	<p>貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,063百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は68,955百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>上記4の直接減額による取立不能見込額は、破綻先債権額は4,309百万円、延滞債権額は23,227百万円であります。</p> <p>親会社は当年度より資産の自己査定の結果に基づき破綻先、実質破綻先および破綻懸念先とした債務者に対する貸付金の未収利息を収益不計上としました。この変更により、延滞債権額には、従来採用していた税法基準によれば、3カ月以上延滞債権となるもの3,513百万円、貸付条件緩和債権となるもの27,662百万円、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権のいずれにも該当しないもの630百万円が含まれております。</p>	<p>貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は22,589百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>上記6の直接減額による取立不能見込額は、破綻先債権額は11,749百万円、延滞債権額は16,703百万円であります。</p>																				
<p>13.不動産及び動産の減価償却累計額は332,020百万円であります。</p> <p>14.保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は1,062,850百万円であります。</p> <p>なお、負債の額も同額であります。</p>	<p>16.不動産及び動産の減価償却累計額は342,402百万円であります。</p> <p>17.保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は1,117,837百万円であります。</p> <p>なお、負債の額も同額であります。</p>	<p>18.不動産及び動産の減価償却累計額は347,447百万円であります。</p> <p>19.保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は1,068,990百万円であります。</p> <p>なお、同勘定の負債の額も同額であります。</p>																				
<p>15.明治損害保険株の保険業法第113条第1項前段の規定により資産の部に計上した金額は5,089百万円であります。</p> <p>16.貸借対照表に計上した不動産及び動産のほか、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機およびその周辺機器等があります。</p> <p>17.社員配当準備金の異動状況は次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>前年度末残高</td> <td>654,619百万円</td> </tr> <tr> <td>前年度剰余金よりの繰入額</td> <td>102,512百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度社員配当金支払額</td> <td>158,608百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>14,557百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>613,081百万円</td> </tr> </table>	前年度末残高	654,619百万円	前年度剰余金よりの繰入額	102,512百万円	当年度社員配当金支払額	158,608百万円	利息による増加等	14,557百万円	当年度末現在高	613,081百万円	<p>18.明治損害保険株の保険業法第113条第1項前段の規定により資産の部に計上した金額は5,282百万円であります。</p> <p>19.貸借対照表に計上した不動産及び動産のほか、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機およびその周辺機器等があります。</p> <p>20.社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>613,081百万円</td> </tr> <tr> <td>前年度剰余金よりの繰入額</td> <td>61,910百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度社員配当金支払額</td> <td>154,662百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加</td> <td>5,060百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>525,390百万円</td> </tr> </table>	前年度末現在高	613,081百万円	前年度剰余金よりの繰入額	61,910百万円	当年度社員配当金支払額	154,662百万円	利息による増加	5,060百万円	当年度末現在高	525,390百万円	<p>21.親会社の外貨建資産の額は、955,953百万円であります。</p> <p>(主な外貨額 4,244百万米ドル、2,994百万ユーロ)</p> <p>親会社の外貨建負債の額は、2,555百万円であります。</p> <p>(主な外貨額 21百万米ドル)</p> <p>22.親会社は基金59,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。</p>
前年度末残高	654,619百万円																					
前年度剰余金よりの繰入額	102,512百万円																					
当年度社員配当金支払額	158,608百万円																					
利息による増加等	14,557百万円																					
当年度末現在高	613,081百万円																					
前年度末現在高	613,081百万円																					
前年度剰余金よりの繰入額	61,910百万円																					
当年度社員配当金支払額	154,662百万円																					
利息による増加	5,060百万円																					
当年度末現在高	525,390百万円																					
<p>18.親会社の外貨建資産の額は、862,656百万円であります。</p> <p>(主な外貨額 4,024百万米ドル、1,605百万ユーロ)</p> <p>親会社の外貨建負債の額は、3,090百万円であります。</p> <p>(主な外貨額 22百万米ドル)</p> <p>19.親会社は保険業法第60条の規定により基金を60,000百万円新たに募集いたしました。</p>	<p>24.親会社の外貨建資産の額は、1,070,696百万円であります。</p> <p>(主な外貨額 4,030百万ユーロ、3,550百万米ドル)</p> <p>親会社の外貨建負債の額は、2,793百万円であります。</p> <p>(主な外貨額 20百万米ドル)</p> <p>25.親会社は保険業法第60条の規定により基金を40,000百万円新たに募集いたしました。</p> <p>26.親会社の基金の償却額は20,000百万円であります。</p>	<p>22.親会社は基金59,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。</p>																				

平成10年度(平成11年3月31日現在)	平成11年度(平成12年3月31日現在)	平成12年度(平成13年3月31日現在)
20.担保に供されている資産は、81,342百万円であります。	23.担保に供されている資産は、71,414百万円であります。	27.担保に供されている資産は、62,868百万円であります。 28.親会社の消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を除く)は、従来「有価証券」中の貸付有価証券に計上しておりましたが、当連結会計年度より「有価証券」中の株式に計上しております。なお、消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の貸借対照表価額は、809,429百万円であります。 29.親会社の貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、10,272百万円であります。 30.親会社の金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における親会社の今後の負担見積額は12,436百万円()であります。 なお、当該負担額は拠出した年度の事業費として処理しております。
21.親会社の生命保険契約支援制度に基づく保険契約者保護基金に対する当年度末における親会社の今後の負担見積額は15,067百万円であります。 なお、当該負担額は拠出した年度の事業費として処理しております。	24.親会社の金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における親会社の今後の負担見積額は12,436百万円()であります。 なお、当該負担額は拠出した年度の事業費として処理しております。	27.親会社の金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当連結会計年度末における親会社の今後の負担見積額は12,291百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
22.親会社の保険業法第259条の規定に基づく保険契約者保護機構に対する当年度末における親会社の今後の負担見積額は33,256百万円であります。 なお、当該負担額は拠出した年度の事業費として処理しております。	25.親会社の保険業法第259条の規定に基づく保険契約者保護機構に対する当年度末における親会社の今後の負担見積額は35,159百万円であります。 なお、当該負担額は拠出した年度の事業費として処理しております。	31.親会社の保険業法第259条の規定に基づく保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における親会社の今後の負担見積額は40,547百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 32.親会社の退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 (1) 退職給付債務およびその内訳 イ.退職給付債務 288,763百万円 ロ.年金資産 105,522百万円 ハ.未積立退職給付債務(イ+ロ) 183,241百万円 二.会計基準変更時差異の未処理額 55,005百万円 ホ.未認識数理計算上の差異 3,551百万円 ヘ.未認識過去勤務債務 2,068百万円 ト.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ) 126,751百万円 チ.前払年金費用 12,957百万円 リ.退職給付引当金 139,709百万円 (2) 退職給付債務等の計算基礎 イ.退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ.割引率 3.0% ハ.期待運用収益率 3.0% 二.会計基準変更時差異の処理年数 5年 ホ.数理計算上の差異の処理年数 10年 ヘ.過去勤務債務の額の処理年数 10年 33.繰延税金資産の総額は、238,434百万円、繰延税金負債の総額は、276,223百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金68,224百万円、価格変動準備金30,605百万円、貸倒引当金24,706百万円、退職給付引当金22,627百万円および退職年金引当金19,893百万円であります。 当年度における親会社の法定実効税率は36.15%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率26.63%(税引前当期剰余から、税務上損金と認められる剰余金処分による社員配当準備金繰入額を控除した金額を基に計算しております。)との間の差異は、軽微であります。
23.会計上の利益と税務上の課税所得の差額のうち期間帰属の差異に基づく項目について、法人税等の期間配分を行っております。 繰延税金資産の総額は、178,471百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金68,979百万円、価格変動準備金28,718百万円、貸倒引当金21,287百万円および退職年金引当金19,336百万円であります。 当年度における親会社の法定実効税率は41.57%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率21.16%(税金等調整前当期純剰余から、税務上損金と認められる剰余金処分による社員配当準備金繰入額を控除した金額を基に計算しております。)との間の差異は、平成10年度の税制改正により、平成11年度から法定実効税率が36.15%に引き下げられることによる影響6.99%であります。	26.繰延税金資産の総額は、204,819百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金68,224百万円、価格変動準備金30,605百万円、貸倒引当金24,706百万円、退職給付引当金22,627百万円および退職年金引当金19,893百万円であります。 当年度における親会社の法定実効税率は36.15%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率26.63%(税引前当期剰余から、税務上損金と認められる剰余金処分による社員配当準備金繰入額を控除した金額を基に計算しております。)との間の差異は、軽微であります。	繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金103,773百万円、退職給付引当金40,635百万円、価格変動準備金32,571百万円、有価証券評価損19,855百万円および貸倒引当金18,463百万円であります。 繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額273,063百万円であります。 当連結会計年度における親会社の法定実効税率は36.15%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率48.60%(税金等調整前当期純剰余から、税務上損金と認められる剰余金処分による社員配当準備金繰入額を控除した金額を基に計算しております。)との間の差異の主な内訳は、評価性引当額(繰越欠損金等の税効果)4.30%、交際費等永久に損金算入されない項目3.36%等であります。

()生命保険契約者保護機構からの訂正連絡に基づき、平成11年度の「今後の負担見積額」を訂正しております。

連結損益計算書関係

平成10年度（平成11年3月31日現在）	平成11年度（平成12年3月31日現在）	平成12年度（平成13年3月31日現在）												
		<p>1.当連結会計年度から金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」平成11年1月22日企業会計審議会）を適用し、有価証券等の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法およびヘッジ会計の評価の方法等を変更しております。 この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益が179,902百万円、税金等調整前当期純剩余も同額、それぞれ増加しております。</p> <p>2.当連結会計年度から退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益が22,541百万円、税金等調整前当期純剩余が8,771百万円、それぞれ増加しております。</p> <p>3.当連結会計年度から改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準」企業会計審議会 平成11年10月22日）を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益が1,531百万円、税金等調整前当期純剩余も同額、それぞれ増加しております。</p> <p>4.親会社は当連結会計年度から金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」平成11年1月22日企業会計審議会）の適用に伴う保険業法施行規則の改正により損益計算書の作成について記載方法を変更いたしましたが、その主な内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) 従来、「有価証券償還損益」として表示しておりました公社債に係る金利調整差額を「利息及び配当金等収入」に含めて計上しております。</p> <p>(2) 金銭の信託から生じる全ての収益・費用を「金銭の信託運用損」といたしました。</p> <p>(3) デリバティブ取引に係る収益・費用は「金融派生商品費用」といたしました。</p> <p>(4) 従来、資産運用収益、資産運用費用科目に含まれておりました特別勘定に係る収益・費用を「特別勘定資産運用損」といたしました。</p> <p>5.親会社の退職給付費用の総額は、28,809百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。</p> <table> <tbody> <tr> <td>イ.勤務費用</td> <td>8,820百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ.利息費用</td> <td>8,862百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ.期待運用収益</td> <td>2,851百万円</td> </tr> <tr> <td>二.会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td>13,751百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ.数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>394百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ.過去勤務債務の費用処理額</td> <td>167百万円</td> </tr> </tbody> </table>	イ.勤務費用	8,820百万円	ロ.利息費用	8,862百万円	ハ.期待運用収益	2,851百万円	二.会計基準変更時差異の費用処理額	13,751百万円	ホ.数理計算上の差異の費用処理額	394百万円	ヘ.過去勤務債務の費用処理額	167百万円
イ.勤務費用	8,820百万円													
ロ.利息費用	8,862百万円													
ハ.期待運用収益	2,851百万円													
二.会計基準変更時差異の費用処理額	13,751百万円													
ホ.数理計算上の差異の費用処理額	394百万円													
ヘ.過去勤務債務の費用処理額	167百万円													

会計監査人の監査

保険業法第110条第2項の規定により作成した当社の平成10年4月1日から平成11年3月31日までの連結会計年度、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの連結会計年度および平成12年4月1日から平成13年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書および連結キャッシュ・フロー計算書^(注)について、朝日監査法人の監査を受けています。

(注) 連結キャッシュ・フロー計算書については、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの連結会計年度のみ対象です。

リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区分	平成10年度末	平成11年度末	平成12年度末
破綻先債権額	1,838	656	3,336
延滞債権額	3,829	45,248	18,232
3ヵ月以上延滞債権額	30,894	3,063	
貸付条件緩和債権額	49,953	68,955	22,589
合計	86,516	117,922	44,159
(貸付残高に対する比率)	(1.44)	(2.02)	(0.81)
(一般貸付残高に対する比率)	(1.54)	(2.17)	(0.87)

- (注) 1. 破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、平成10年度末が破綻先債権額11,346百万円、延滞債権額2,045百万円、3ヵ月以上延滞債権額2,069百万円、貸付条件緩和債権額2,444百万円、平成11年度末が破綻先債権額4,309百万円、延滞債権額23,227百万円、平成12年度末が破綻先債権額11,749百万円、延滞債権額16,703百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、商法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

明治損害保険株式会社

(単位：百万円)

項目	平成10年度末	平成11年度末	平成12年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	41,979	43,699	40,391
リスクの合計額 (B)	1,545	2,053	3,052
ソルベンシー・マージン比率 (A) (1/2) × (B)	5,434 %	4,257 %	2,647 %

- (注) 1. 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出してあります。
2. 平成12年度金融監督庁・大蔵省告示第2号および平成13年金融庁告示第19号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準が一部変更されていますので、平成10年度末、平成11年度末および平成12年度末の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されています。
3. 「リスクの合計額」は各リスク相当額の合計額です。

セグメント情報

平成12年度（平成12年4月1日から平成13年3月31日まで）、平成11年度（平成11年4月1日から平成12年3月31日まで）および平成10年度（平成10年4月1日から平成11年3月31日まで）において、当社および連結子法人等は、生命保険事業以外に損害保険事業等を営んでいますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報の記載を省略しています。